



## 対象者

重度化・高齢化のため、生活介護や就労継続支援などの日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

## 報酬

日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられ、1日単位で選択する仕組みとなっている。

## 評価の観点

- (1) 常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるか。
- (2) 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。
- (3) 日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。
- (4) 特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行うものと緊密な連携を図っているか。